

木山仮設団地跡地公園（仮称）に係る基本設計業務委託プロポーザル仕様書

本仕様書は、益城町（以下「委託者」という。）が発注する木山仮設団地跡地公園（仮称）に係る基本設計業務（以下「業務」という。）を受託する者（以下「受託者」という。）の業務について、必要な事項を定めるものである。

1 業務名

木山仮設団地跡地公園（仮称）に係る基本設計業務委託

2 業務の目的

木山仮設団地跡地において、熊本地震からの創造的復興の記憶を継承するとともに、「木山ビジョン 2026」に掲げる「都市の縁側」というコンセプトや、「農・食・暮らし・健康・防災・教育・住まい」といったテーマを踏まえ、誰もが日常的に訪れ、過ごし、交流できる豊かな暮らしの拠点として、公園を整備する。

本業務は、周辺の住宅地や公園内の便益施設等との一体性を図りながら、平時の憩い・交流・学びの場として、また災害時の防災拠点として機能する「フェーズフリー」な公園の実現に向け、当該公園の基本設計を実施するものである。

3 委託場所

熊本県上益城郡益城町木山大迫端地内（詳細は別図のとおり）

4 委託期間

契約締結の翌日から令和 9 年 3 月 1 2 日まで

（ただし、関係機関の承認が得られた場合には、関係者協議のうえ委託期間を令和 9 年 1 2 月 1 0 日まで延長できることとする。）

5 業務の前提となる与条件

（1）敷地条件

①所在地：熊本県上益城郡益城町木山大迫端地内

②敷地面積：約 9 ha

（2）基本計画図

町ホームページで公表している「木山ビジョン 2026」において、委託者が現時点で想定する公園の基本的な空間構成及び施設配置を示しており、本業務においては、原則として当該平面図を基本とするものとする。

一方で、本プロポーザルにおいては、当該平面図を踏まえ、受託者の専門的知見や創意工夫を活かし、施設の機能性、動線、景観、維持管理、事業性等の観点から、より魅力的で実現性の高い公園とするための具体的な提案を求めるものとする。プロポーザル

において提案された内容については、契約締結後、委託者と受託者において協議を重ねながら、その実現性や効果等を検討し、基本設計に反映するものとする。

(3) 整備を想定する施設・機能

下表は、公園内に整備する施設・機能として、委託者の想定を参考として示すものである。このうち、下線を付した施設・機能については整備を必須とするが、それ以外は必須の整備対象とはしない。具体的な施設構成や規模、配置等については、前項の基本計画図を参考としつつ、プロポーザルにおいて事業者からの提案を求めるものとする。

No.	施設・機能	具体的な想定
1	芝生広場・多目的広場	<u>日常的な遊び・憩い・イベント等の場</u>
2	防災関連施設	<u>防災倉庫</u> 、 <u>かまどベンチ</u> 、 <u>マンホールトイレ</u> 、 <u>非常用電源</u> 、 <u>防災井戸・給水設備</u> 、災害時の活動・避難スペース等
3	修景・水辺空間	<u>調整池</u> 、 <u>修景池</u> ・ <u>水辺</u> 、 <u>浅瀬の小川</u> 等
4	Park-PFI 施設	<u>①パークセンター、②産直施設、③カフェ・ショップ等（飲食・交流・学習等の機能）</u> ※ Park-PFI 施設については、現時点でその具体的な業態、規模、配置、機能等を固定するものではなく、基本設計と並行して、委託者において、民間事業者の意向や事業性を踏まえた柔軟な検討を行う予定である。事業者決定後は、選定された事業者の提案・意向を十分に踏まえ、事業者と協議・調整の上、具体化すること。また、事業者決定前においても、サウンディング調査等で把握した民間事業者の意見・提案を可能な限り尊重し、設計に反映すること。 ※ パークセンターとは、公園内に Park-PFI により整備する民間便益施設（店舗）をいう。公園利用者に必要な商品・サービスの提供を基本とし、公園との親和性や地域とのつながりを考慮した店舗・施設を想定している。
5	休憩・滞在施設	<u>ベンチ</u> 、 <u>日陰（大屋根）</u> 、 <u>テラス</u> 、 <u>縁側的な滞在空間</u> 、 <u>トイレ</u> 等
6	園路・交通施設	<u>園路</u> 、 <u>ウォーキング・ランニング用通路</u> 、 <u>駐車場</u> （400～500 台程度）、 <u>駐輪場</u> 、 <u>周辺道路との接続</u> 等
7	緑地・植栽	<u>木陰</u> 、 <u>季節を感じる植栽</u> 、 <u>周辺住宅地との緩衝帯</u>
8	農園・食育エリア	食育・農体験エリア（農園）
9	遊び・子育ての場	<u>遊具（景観調和を重視）</u> 、 <u>子どもの遊び場</u> 、 <u>親子の滞在空間</u> 、 <u>インクルーシブな遊び場</u> 等
10	学び・地域活動の場	子ども・地域住民が公園を学びの場として活用できる空間、ワークショップ・地域活動等
11	管理運営施設	<u>管理事務所</u> 、 <u>管理ヤード</u> 、 <u>ごみ・清掃関連施設</u> 等

6 業務の内容

(1) 基本設計

①与条件の細部検討

- ・与条件や基本計画の把握と整理
- ・各種設計条件の整理と確認
- ・各種設計基準の抽出と適用の確認
- ・現地詳細調査（設計対象地とその周囲）
（敷地境界、既存物の状況、供給処理施設など）

②諸施設の検討および設定

- ・基本計画内容の整合性確認
- ・敷地・施設容量からみた利用者数の検討と設定
- ・空間構成・景観・意匠等に関する基本方針の検討と設定
- ・造成基本方針の検討と設定
- ・植栽基本方針の検討と設定
- ・調整池必要容量の検討と設定
- ・供給処理設備基本方針の検討と設定
- ・整備水準・目標工事費の検討と設定
- ・維持管理基本方針の検討と設定

③基本設計図の作成

- ・実施平面図に基づいた基本設計平面図の作成（縮尺：1／500）
- ・造成計画平面図の作成（縮尺：1／500）
- ・施設計画平面図の作成（縮尺：1／500）
- ・植栽計画平面図の作成（縮尺：1／500）
- ・供給処理設備計画平面図の作成（縮尺：1／500）
- ・主要断面図の作成（縮尺：1／100）
- ・主要施設の構造イメージ図の作成（縮尺：1／30～1／100）

④概算工事費の算出

- ・社会標準単価に基づいた概算工事費の算出

⑤基本設計説明書の作成

- ・上記検討資料を取りまとめた報告書の作成

⑥照査

- ・基本情報や敷地情報の把握と設計計画の適正照査
- ・設計方法や設計手法の妥当性の照査
- ・成果品の内容の適正照査

⑦打合せ

- ・業務の主要な区切りにおいて監督員と行う打合せ

⑧鳥瞰図又は透視図の作成

- ・決定した内容に基づいて、対象地全体を俯瞰した鳥瞰図又はアイレベルからのイメージスケッチの作成

（２）有識者会議の設置・運営

本業務においては、木山仮設団地跡地等の活用及び公園整備について、多角的かつ専門的な見地から意見を聴取し、基本設計の内容に反映するため、有識者による会議体を設置・運営するものとする。

会議体は５名程度を目安として、都市計画、ランドスケープ、地域づくり等の専門的知見を有する有識者を、委託者と協議のうえ選定するものとする。契約期間内に２回程度開催することを基本とする。

有識者に対する謝金及び旅費等については、本業務の委託費に含むものとし、受託者の責任において支払うこととする。なお、これらの経費として８０万円程度を見込むものとする。

また、会議の開催に必要となる資料の作成、会議の進行補助、議事録の作成、関係者への情報伝達その他会議の円滑な運営に必要な業務について、随時対応するものとする。

（３）Park-PFI の公募設置等指針の作成

委託者が作成する公募設置等指針のたたき台を基本とし、基本設計の内容との整合を図りながら、Park-PFI による施設整備及び管理運営に必要となる条件等について検討を行い、公募設置等指針をはじめとする公募資料を作成するものとする。

また、民間事業者の参入可能性や事業性等を踏まえ、必要に応じて委託者と協議のうえ、たたき台の内容を修正・具体化するものとする。

（４）その他（独自提案）

本事業の目的及び基本計画の趣旨を踏まえ、（１）～（３）に定める事項以外についても、本業務における基本設計の内容や質の向上、事業の実現性につながると考えられる事項について、事業者の創意工夫による自由な提案を求めるものとする。

なお、提案に当たっては、設計そのものに限らず、Park-PFI 事業者等の民間事業者の参画・誘致、公園と住宅地との連坦性の確保、公園の利活用、地域との連携、イベント・プログラムの展開、農・食・教育・防災等との連携、維持管理・運営の工夫、周辺地域への波及効果等について、これらを基本設計の空間構成、施設配置、動線、機能等に反映することを見据えた幅広い提案を可能とする。

ただし、提案内容については、関係法令、都市計画その他の関係制度との整合性を確保するとともに、実現可能性、経済性及び将来の維持管理・運営への影響等を考慮するものとする。

7 成果品

本業務の成果品は下記のとおりとする。

- ・基本設計図書 一式
- ・業務報告書 一式
- ・照査報告書 一式
- ・鳥瞰図又は透視図一式
- ・電子データ 一式

8 その他

(1) 個人情報保護

受託者は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）を遵守し、業務上知り得た個人情報等の秘密をほかに漏らしてはならない。また、業務終了後も同様とする。

(2) 業務情報保護

本業務により得られた成果品及び資料、情報等は委託者の許可なくほかに公表、貸与、使用、複写、及び遺漏してはならない。

(3) 打ち合わせ及び議事録の作成

業務を適正かつ円滑に実施するため、受託者は委託者と月 1 回以上打ち合わせを行い、業務進捗状況の報告、業務方針及び疑義事項の確認等を行い、その内容については受託者がその都度議事録を作成したうえで、委託者に提出することとする。

(4) ランドスケープ分野の技術者もしくは設計事務所の参画

本業務の実施にあたっては、公園全体の空間構成、景観、植栽、地形、水辺、動線等を総合的に検討し、木山ビジョン 2026 を踏まえた質の高いランドスケープを実現するため、ランドスケープを専門とする技術者もしくは設計事務所を業務実施体制に参画させることとする。

なお、当該事務所については、公園・ランドスケープ等に関する設計実績及び本業務における役割・関与内容を明らかにするものとする。

(5) 成果品の著作権等

本業務による成果品の著作権は委託者に帰属するものとする。なお、成果品納品後に、受託者側の責による不備が発見された場合は、無償で速やかに必要な措置を行うものとし、これに対する経費は受託者の負担とする。

(6) その他

本仕様書に定めるもののほか、必要な事項が発生した場合は、その都度協議するものとする。